

大和市公告第47号

都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条の2の規定により、次のとおり都市公園を設置する。

平成27年4月1日

大和市長 大 木 哲

- | | | |
|---|---------|--------------|
| 1 | 名 称 | 渋谷6号公園 |
| 2 | 位 置 | 大和市下和田字上ノ原地内 |
| 3 | 区 域 | 位置図のとおり |
| 4 | 供用開始の期日 | 平成27年4月1日 |